

佐藤池資源物リサイクルステーションの使用に関する説明について

佐藤池資源物リサイクルステーションの法的根拠は、以下のとおりです。

区分	法的根拠	
9月定例会議での説明	文教厚生分科会 新潟県柏崎市財務規則第228条 に規定する使用承認	総務分科会 新潟県柏崎市教育財産事務取扱規則 第12条第2号に規定する目的外使用
10月随時会議での説明	財務規則第251条第3項第2号に規定する事前手続を経た後、財務規則第228条の規定を適用し、教育財産についての使用承認を行う。	

○新潟県柏崎市財務規則  
 (使用承認)

**第228条** 課長は、次に掲げる場合で特にやむを得ないと認めるときは、用途変更及び所属替え等の手続を経ないで、その管理する公有財産を他の課、本市の行政委員会又は本市の企業会計に係る事業の用に使用させることができる。

- (1) 使用目的が一時的又は臨時的であるとき。
  - (2) わずかな部分を使用させる場合で当該部分を区分することが困難又は不適當であるとき。
- 2 前項の規定により使用承認を受けようとする者は、当該公有財産の所属する課の課長に使用承認依頼書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(教育財産等の協議)

**第251条** 教育委員会は、教育財産及び市長からその管理について委任を受けた行政財産(以下「教育財産等」という。)について、次の事項をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

- (1) 別に定める基準以外の使用料の免除が伴う教育財産等の使用許可(都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条に規定する占用の許可を含む。以下同じ。)を行うこと。
  - (2) 教育財産等の用途廃止をすること。
  - (3) 別に定める基準以外の貸付料の免除が伴う教育財産等の貸付けを行うこと。
  - (4) 用途廃止した教育財産等の取壊し又は処分をすること。
- 2 教育委員会は、教育財産等について、次の事項をしようとするときは、あらかじめ財政管理課長及び財務部長に合議しなければならない。
- (1) 前項第1号の規定を除く使用料の免除が伴う教育財産等の使用許可を行うこと。
  - (2) 教育財産等の用途変更をすること。
  - (3) 所属替えをすること。
  - (4) 前項第3号の規定を除く貸付料の免除が伴う教育財産等の貸付けを行うこと。
- 3 教育委員会は、教育財産等について、次の事項をしようとするときは、財政管理課長に合議しなければならない。
- (1) 第1項第1号又は前項第1号以外で使用料の免除を伴わない教育財産等の使用許可を行うこと。
  - (2) 教育財産等の使用承認を行うこと。
  - (3) 前2項以外で教育財産等の貸付けを行うこと。
  - (4) 教育財産等に地上権又は地役権を設定すること。